

第6回 那珂川市農業委員会会議録

令和3年9月1日、那珂川市農業委員会会長は、令和3年度第6回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）

報告第18号 専決処分について 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について（1件）

〈農業委員〉… 7人

〈事務局〉… 3人

開会（午前9時30分）

議 長	ただいまから令和3年度第6回農業委員会を開会します。今回の委員会につきましても、コロナウイルス感染拡大防止のため、農業委員のみの招集となります。審議時間を短縮しながら進行したいと思いますので、よろしくお願いたします。なお、1番委員については、欠席の連絡が入っています。 議事録署名委員の指名を行います。3番委員、4番委員を指名します。 議事に入ります。 議案第20号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第20号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議 長	担当は私ですが、特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。

	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第20号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を事務局から説明させます。
事務局	議案第20号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。
議 長	担当の3番委員の意見を求めます。
委 員	事務局と現場を見に行きました。草はかなり生えていたが、地元の承諾も得ていて、特に問題ないと思います。
議 長	各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、報告事項です。 報告については、事務局の専決事項として処理を終わっている内容ですので、簡単に説明させます。
事務局	報告第18号 番号1 専決処分について

	「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」 番号1を説明した。
議 長	本日の議案は終了し、第6回農業委員会は閉会した。
	9時 50分 閉会